

# シンガポール通貨金融庁（MAS）のファミリーオフィス・スキームに関する新ガイドラインについて

5 May 2022

ファミリーオフィスに関する全てのアドバイザーそしてクライアントの皆様へ、**4月18日施行**のシンガポール通貨金融庁（MAS）によるスキーム要件改訂に関する重要かつ喫緊のお知らせになります。

## イントロダクション

MASはシンガポール所得税法（Income Tax Act 1947）13条O（従前の13条R）及び13条U（従前の13条X）に規定された、シンガポールに籍をおくファミリーオフィスを対象とした税制優遇スキーム（s130スキーム及びs13Uスキーム）要件改訂に関する新ガイドラインについて告知を発出しました。本改正の背後には、シンガポールにおけるファミリーオフィス関係のビジネスの成長を踏まえ、それに伴って適用可能な規則や政策、優遇策を見直す必要があるという認識が存在します。

## 新たな s130・s13U スキームの対象者とは？

新たな要件は、以下の要件を満たすファミリーオフィスから直接運用され、または助言を受けるファンドに限り、適用されます。

- (a) 該当するファミリーないし複数のファミリーを代表して資産運用を行う適用外ファンドマネジメント会社であること、かつ、
- (b) 同一の親族（複数の親族）（family/families）の構成員によって完全に所有ないし管理されていること

ここで、親族「Family」の定義についてMASは、同一の始祖からの直系の子孫に加え、当該直系の子孫の配偶者、元配偶者、養子、継子を含むとしています。念のため、新要件は対象スキーム以外の申請者による投資ファンド設立（認可済・登録済ファンドマネージャーによるファンド運営など）には適用されません。

また、対象スキームについても適用対象となる時期の問題として、厳密には以下の申請・申請者は新要件の対象となりません。

- (a) 2022年4月18日より前に暫定的な情報が提出され、**かつ**、過去6か月の間にMASとのやりとりがあった申請、または、
- (b) 2022年4月18日以前にMASが正式なMASNET上の申請を受領し、その承認が同日より後におきた申請、または、
- (c) 2022年4月18日以前に、正規のLetter of OfferがMASから発行され正式に承認された申請

## s130 & s13U スキームの改定後の要件

### 預入資産の最低額 (Minimum Asset under Management )

これまで、13条O税制優遇スキーム（いわゆるs130スキーム）はファンドの資産規模に関する最低基準を規定していませんでした。

重要な変更点は以下のとおりです。

- 新要件のもと、ファンドの資産規模は申請時点で**最低 10 百万 SGD** となっており、**2 年間の猶予期間中に対象資産を 20 百万 SGD まで増加**することを約さなければなりません。
- 13 条 U 税制優遇スキーム (s13U スキーム) に関しては、ファンドの資産規模は変わらず、申請時点で **50 百万 SGD のまま**となっています。

今般の改正により、明確性及び透明性が大きく向上しました。s130 税制優遇スキームを申請しようとする方は、より明確な計画や目的をもって、また、ファミリーオフィス設立時にこれまで以上の資本を提供する用意が必要になります。

## 投資専門職の雇用 (Investment Professionals)

**s130 スキーム:** 現在、s130 スキームにおいて、対象となるファンドは、シンガポールにおけるファンドマネジメントカンパニー (FMC) に直接運用されるか助言を受けることが求められています。この場合の FMC はシンガポール証券先物法 (SFA) に従って資本市場関連サービスのライセンスを保持するか、SFA のもとでライセンス制度の適用外とされている FMC に限られます。

2022 年 4 月 18 日以降、s130 スキームの対象ファンドはシンガポールに籍を置くファミリーオフィスによって年間を通して直接運用されるか、助言を受け、なおかつ、そのファミリーオフィスは少なくとも 2 名の投資専門職を雇う必要があります。2 名の投資専門職とは以下を含みます。

- ポートフォリオ・マネージャー、
- リサーチ・アナリスト、
- トレーダー
- 上記各投資専門職は月額 3,500SGD 以上を稼ぎ、かつ、
- 対象となる職務に実質的に従事している者でなければなりません。

ファミリーオフィスが申請時に 2 名の投資専門職を雇用できない場合、2 人目の投資専門職の雇用まで **1 年間の猶予期間**が与えられます。

**s13U スキーム:** 対象ファンドは、2022 年 4 月 18 日以降、シンガポールに籍を置くファミリーオフィスによって年間を通して直接運用されるか、助言を受け、なおかつ、そのファミリーオフィスは少なくとも 2 名の投資専門職を雇う必要があります。さらに重要なこととして、当該 3 名の投資専門職のうち 1 名は、受益者たるファンド所有者の**非親族(non-family member)**でなければなりません。上記で論じた「Family」の定義と同じものが該当します。ファミリーオフィスが申請時に 1 名の非親族である投資専門職を雇うことができない場合、1 年間の猶予期間を与えられます。

加えて、**投資専門職とは税務上のシンガポール居住者**でなければならないことも注意すべきです。こうした一連の改正は MAS の意向を反映し、対象となるファミリーオフィスに対して投資専門職としての役目を引き受けるシンガポール市民を雇うことを推奨し、シンガポールにおけるファミリーオフィス関係の専門職の技能向上の狙いがあります。

## 事業運営における支出 (Business Spending)

現在、s130 スキームの対象ファンドは 1 会計年度あたり、費用として最低 20 万 SGD の支出が必要とされます。

重要な変更点は以下のとおりです。2022年4月18日以降、対象ファンドは、下記の**段階的事業投資枠組**に従い、各会計年度あたり**合計して最低 20 万 SGD**の事業運営における支出の計上が必要になります。加えて、MAS は、全事業投資はすべからず当該ファンドの運営活動に関係したもので、投資活動に含まれるものは対象にならないことを明言しています。対象となる典型的な支出の例として、報酬、管理費用、税務アドバイザー費用、運営費用といったものがあたります。

s13U スキームの対象ファンドは、改正後、下記の段階的事業投資枠組に従い、1 会計年度あたり**最低 50 万 SGD**（改正前の 20 万 SGD から上昇）の**シンガポール国内の事業運営における支出**が必要となります。s130 スキームにおける事業投資と同様に、s13U スキームにおけるシンガポール国内での事業投資についても、当該ファンドの運営活動に関係したもので、投資活動に含まれるものは対象になりません。

## 段階的事業投資枠組 (Tiered business spending framework)

	事業運営における支出の最低額	シンガポール国内での事業運営における支出の最低額
<b>AUM range 資産規模</b>	130	13U
AUM < S\$50 million	S\$200,000	S\$500,000
S\$50m ≤ AUM ≤ S\$100m	S\$500,000	
AUM ≥ S\$100 million	S\$1 million	

対象ファンドは、資産規模を確かめつつ、資産規模が 50 百万 SGD を超える s130 スキーム下のファンドは 1 会計年度にあたり 50 万 SGD の事業投資を行う必要があることに留意する必要があります。また、資産規模が 100 百万 SGD を超える場合、最低 1 百万 SGD の事業投資（s130）かシンガポール国内での事業投資（s13U）がそれぞれ必要になるでしょう。

## シンガポール国内投資 (Local Investment)

s130 スキームか s13U スキームのどちらかを問わず、対象ファンドは改正後、ファンドの資産規模の**最低 10%か 10 百万 SGD**のいずれか低い額を、いかなる時点においても、**シンガポール国内に投資**する必要があります。MAS はシンガポール国内での投資の対象となりうるものとして、以下を挙げています。

- シンガポールで認可済み取引所における上場株式
- 適格債券
- シンガポールにおける認可・登録ファンドマネージャーが提供するファンド
- シンガポールで設立され同国で運営するスタートアップ等の非上場企業に対する非上場投資

s130 スキームの申請を検討するファンドは、申請時点で最低 1 百万 SGD のシンガポール国内投資が、2 年間の猶予期間終了時までには最低 2 百万 SGD のシンガポール国内投資が必要となります。加えて、シンガポール国内投資の要件は「いかなる時点においても (at any one point in time)」求められることに注意が必要です。これは、対象ファンドの資産規模が実質的に増加する場合、対象ファンドを運用するファミリーオフィスは本要件を満たすべく、資産規模の増加と併せてシンガポール国内投資を増加させる必要があることを意味します。

更に、対象ファンドがシンガポール国内投資の要件を申請時点で満たすことができない場合、対象ファンドはシンガポール国内投資に関する予定投資額及び投資対象種別の予定を示す必要があります。

## 改訂された s130 & s13U スキーム要件の要約

	s130 (旧 s13R)	s13U (旧 s13X)
最低資産規模 (Minimum Asset under Management (AUM))	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) ファンドの資産規模が申請時点において最低 <b>10 百万 SGD</b> であること</li> <li>b) 2 年間の猶予期間中に <b>20 百万 SGD</b> まで増加することを約すること</li> </ul>	<p>ファンドの資産規模が申請時点において最低 <b>50 百万 SGD</b> であること</p>
投資専門職の雇用 (Investment Professionals)	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 対象ファンドは審査対象年に関係する 1 会計年度を通じて、<b>少なくとも 2 名の投資専門職</b>を雇う、シンガポールに籍を置くファミリーオフィスから直接運用されるか助言を受けること</li> <li>b) ファミリーオフィスが申請時に 2 名の投資専門職を雇用できない場合、<b>2 人目の投資専門職雇用まで 1 年間の猶予期間</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 対象ファンドは審査対象年に関係する 1 会計年度を通じて、<b>少なくとも 3 名の投資専門職 (うち少なくとも 1 名は非親族)</b>を雇う、シンガポールに籍を置くファミリーオフィスから直接運用されるか助言を受けること</li> <li>b) ファミリーオフィスが申請時に 1 名の非親族投資専門職を雇用できない場合、<b>1 年間の猶予期間</b></li> </ul>
事業運営における支出 (Business Spending)	<p>対象ファンドは、「<b>段階的事業投資枠組</b>」に従い、1 会計年度あたり合計して<b>最低 20 万 SGD</b> の事業運営における支出の計上を行うこと</p>	<p>対象ファンドは、「<b>段階的事業投資枠組</b>」に従い、1 会計年度あたり合計して<b>最低 50 万 SGD</b> のシンガポール国内での事業運営における支出の計上を行うこと</p>
シンガポール国内投資 (Local Investment)	<p>ファミリーオフィスが運用するファンドは、いかなる時点においても、ファンドの資産規模の最低 10% か 10 百万 SGD のいずれか低い額を、<b>シンガポール国内投資</b>に向ける必要</p> <p>シンガポール国内投資の対象には、以下のいずれかを含む商品が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) シンガポール認可の取引所における上場株式、ii) 適格債券、iii) シンガポールにおける認可・登録ファンドマネージャーが提供するファンド、iv) シンガポールで設立され同国で運営するスタートアップ等の非上場企業に対する非上場投資</li> </ul>	

s130 または s13U スキームに関する新要件に関するご質問があればお気軽にお問合せください。

【日本語版翻訳】デントンズ・ロダイク法律事務所  
 シンガポール国弁護士 Ng Sook Zhen / ン・スジェン  
 日本国弁護士 Yasuhiko Tanabe / 田辺泰彦 (現在弊所に出向中)  
 シニアリーガルエクゼクティブ Erika Hayashi / 林英里香

## お問い合わせ



**Kia Meng Loh**  
Chief Operating Officer and  
Senior Partner  
Co-Head, Family Office Practice

D +65 6885 3888  
E [kiameng.loh@dentons.com](mailto:kiameng.loh@dentons.com)



**Edmund Leow, SC**  
Senior Partner  
Co-Head, Family Office Practice

D +65 6885 3613  
E [edmund.leow@dentons.com](mailto:edmund.leow@dentons.com)



**Sook Zhen Ng**  
Partner  
Japan Desk

D +65 6885 3673  
E [sookzhen.ng@dentons.com](mailto:sookzhen.ng@dentons.com)

## デントons・ロダイク法律事務所について

シンガポールは東南アジアの最南端にありながら、世界の商業、金融、交通そして法務サービスにおいてハブ機能を発揮している国です。この重要な都市国家シンガポールはアジア太平洋地域における活気あるビジネスの中心地といえます。

当事務所は 1861 年に設立され、シンガポールで最も歴史の深い法律事務所としてシンガポール国内及びアジア地域のクライアントの皆様のビジネスゴール達成に寄与して参りました。主要格付機関からも継続して多数の賞を受賞し、幅広い産業・ビジネスに携わる多様なクライアントの皆様の代理を務めております。

当事務所は約 200 名の弁護士を擁し、クライアントの皆様の取引を成功に導くこと、紛争解決、直面する課題の解決をご支援いたします。主要取扱分野は以下を含みます。

- **仲裁**
- **バンキング・ファイナンス**
- **キャピタルマーケット**
- **競争法・独占禁止法関連**
- **コーポレート**
- **知的財産・テクノロジー関連**
- **ライフサイエンス**
- **訴訟・紛争解決**
- **M&A**
- **不動産**
- **組織再編・破産・倒産**
- **税務**
- **貿易・WTO・税関関連**
- **信託・相続・ウェルスマネジメント**

当事務所トップクラスの弁護士がクライアントの皆様と密接に連携し、ハイクオリティの法務サービスをご提供します。当事務所はクライアントの皆様のビジネスそのもの、ニーズ、最終的ゴールの達成に重きを置き、取引の成功や訴訟解決を導くために、あらゆる局面でアドバイスをご提供します。クライアントの皆様が必要とする世界中のどこにおいても、当事務所チームがお手伝いさせていただきます。

## デントons・ロダイク・アカデミーについて

デントons・ロダイク・アカデミーは Dentons Rodyk & Davidson LLP による人材育成、企業トレーニング、機関紙発行を目的とする組織です。本稿は当アカデミーによって発行されたものです。より詳しい情報につきましては、

[sg.academy@dentons.com](mailto:sg.academy@dentons.com) までお問い合わせください。

---

本書面は一般的な情報の提供目的の為に作成されたものです。本内容は法的又はその他専門的アドバイスの提供を意図しておらず、特定の事案に関するアドバイスとして使用することはできません。従って本書面の内容に依拠したり、本書面内容に基づき何らかの行動をとることはお控え下さい。当事務所は、本書面内容に依拠されたことによって何らかの損失や損害が発生した場合に、一切の法的責任を負わないことにつき、ご注意ください。

© 2022 Dentons Rodyk & Davidson LLP. デントングループは各国メンバー事務所あるいは提携事務所を通じ世界各地で法務サービスを提供するグローバルリーガルプラクティスグループです。法的通知については、[dentons.com](https://www.dentons.com) をご参照ください。また、当事務所はシンガポールにて登録番号 T07LL0439G で登記された Limited Liability Partnership です。